

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第三十八条の三十三第一項の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		(特定無線設備等)	改 正 後
備考	第一条 「略」	2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。 〔一 略〕 二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第二十八号の二の三、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号、第七十九号及び第八十号に掲げる特定無線設備	第一条 「[同上]」
備考	表中の「」の記載は注記である。	2 「一 同上」 二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号、第七十九号及び第八十号に掲げる特定無線設備	第一条 「[同上]」

附
則

この省令は、公布の日から施行する。